

令和3年度審議事項及びスケジュールについて（案）

1 審議事項等

審議事項	根拠法令		評価委員会の役割
	評価委員会 条例	地方独立行 政法人法	
(1) 令和2年度業務実績評価	第2条第2号	—	・条例の規定により、 <u>市長の諮問</u> に応じて、意見を述べる。 ・法の規定により、設立団体の長（市長）に意見を述べる。
(2) 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価	—	第28条第4項	
(3) 中期目標期間終了時の検討	—	第30条第2項	
(4) 第3期中期目標(案)	—	第25条第3項	
(5) 第3期中期計画(案)	第2条第1号	—	

2 評価委員会スケジュール(案)

回	開催日 (予定)	主な審議事項				
		(1) R2 業務 実績評価	(2) 第2期見込 実績評価	(3) 中期目標 終了時の検討	(4) 第3期 中期目標	(5) 第3期 中期計画
第1回	7月8日	諮問・審議	審議			
第2回	8月5日	答申	意見とりまとめ	審議・意見 とりまとめ	審議	
第3回	10月14日				意見とりまとめ	事前審議
第4回	11月15日	9月議会				事前審議
第5回	令和4年 1月24日				12月議会	諮問・審議・ 答申

※開催日は変更となる場合があります。

3月議会